山 監 査 第 １ ２ ６ 号
令和８年（2026年）１０月３０日

地方自治法第１９９条第４項及び山陽小野田市監査基準第２条第１項第１号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項及び山陽小野田市監査基準第１６条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員　江　本　勝　一

山陽小野田市監査委員　藤　岡　修　美

１　報告内容
　別紙のとおり
２　報告書提出先
　山陽小野田市長、山陽小野田市議会及び山陽小野田市教育委員会
３　報告書提出年月日
　令和８年１０月３０日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第１９９条第４項及び山陽小野田市監査基準第２条第１項第１号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項及び山陽小野田市監査基準第１３条第１項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

１　監査の種別
　定期監査
２　監査の対象
　教育委員会
　有帆小学校、高千帆小学校、高泊小学校、小野田小学校、須恵小学校、赤崎小学校、松原分校、本山小学校、厚狭小学校及び埴生幼稚園
３　監査の期間
　令和８年９月２５日から令和８年１０月２２日まで
４　監査の着眼点
　定期監査に関する着眼点に基づき実施した。
５　監査の方法
　今回の監査は、令和８年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。
６　監査の結果
　監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

（１）郵便券受払簿について
　切手の残枚数が無いにもかかわらず使用枚数が記載され、残枚数が実際の数値と合致していない状況にあるものや、次月への繰り越し枚数が間違っているものがある。

　職員の切手の立て替え及び、繰越枚数の記載間違いが推測されたため確認したところ、提出された受払簿の内容とは異なるデータで管理しているとのことであった。
　郵便券受払簿は公文書であり、提出されたものが原本となるが、実態とは異なる内容のものを作成して確認を受けており、切手等の確認方法及び

管理体制が不適切である。
　切手・ハガキは金券と同等のものであり、複数の職員で現物と突合して正確に確認し、適切に管理されたい。

【高泊小学校】